

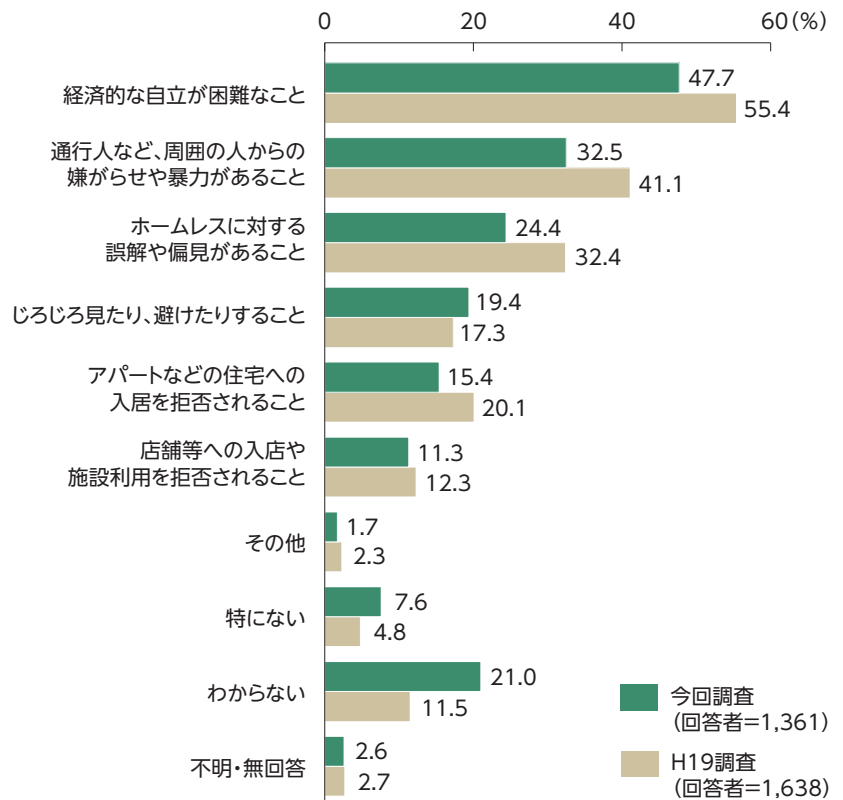
ホームレスの人権

Q22

ホームレスに関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか

複数回答

「経済的な自立が困難なこと」が47.7%と最も高く、次いで「通行人など、周囲の人からの嫌がらせや暴力があること」が32.5%となっています。一方、「わからない」が21.0%と、H19調査との比較でも高くなっています。



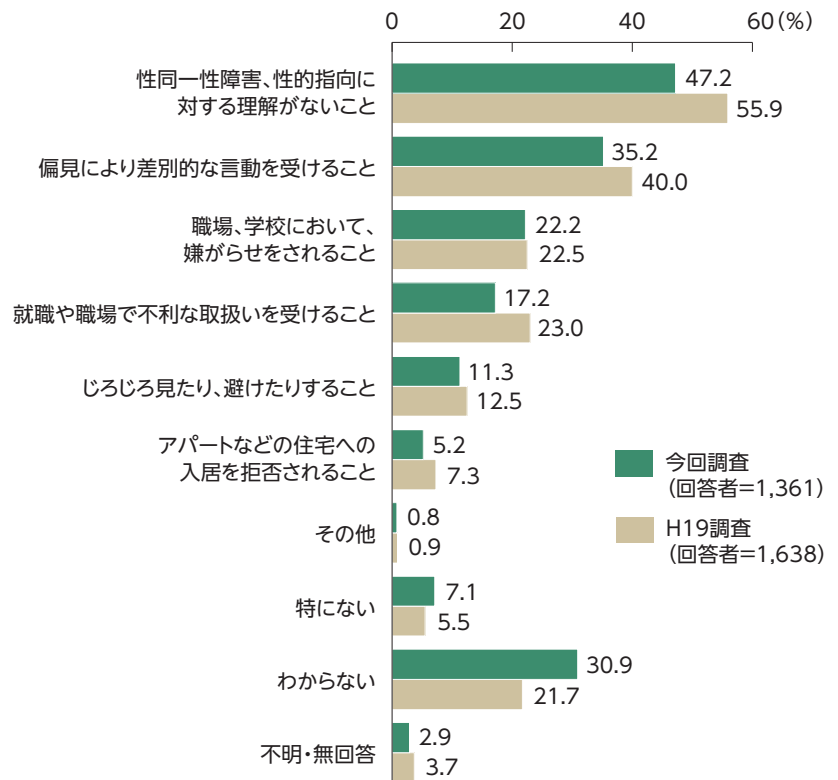
性的少数者の人権

Q23

性同一性障害者^{※1}及び性的指向^{※2}に関する人権上の問題で、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか

複数回答

「性同一性障害、性的指向に対する理解がないこと」が47.2%と最も高く、次いで「偏見により差別的な言動を受けること」が35.2%となっています。一方、「わからない」が30.9%と、H19調査との比較でも高くなっています。



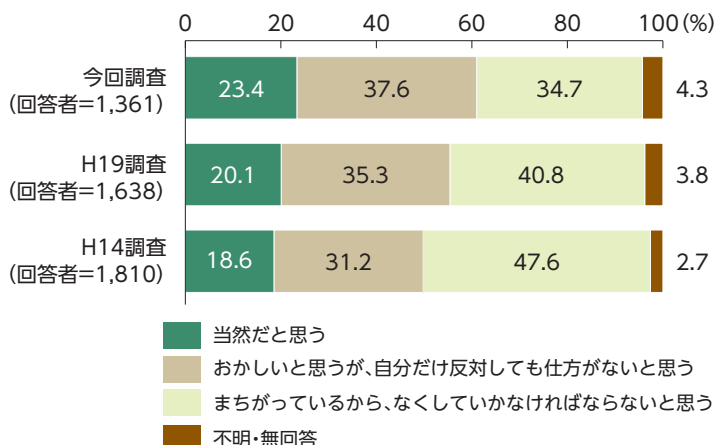
※1性同一性障害：身体的な性と心の性が一致しないこと
 ※2性的指向：異性愛、同性愛、両性愛

家柄・血筋

Q24

結婚相手を決めるとき、家柄とか血筋を問題にする風習について、あなたはどのように思いますか

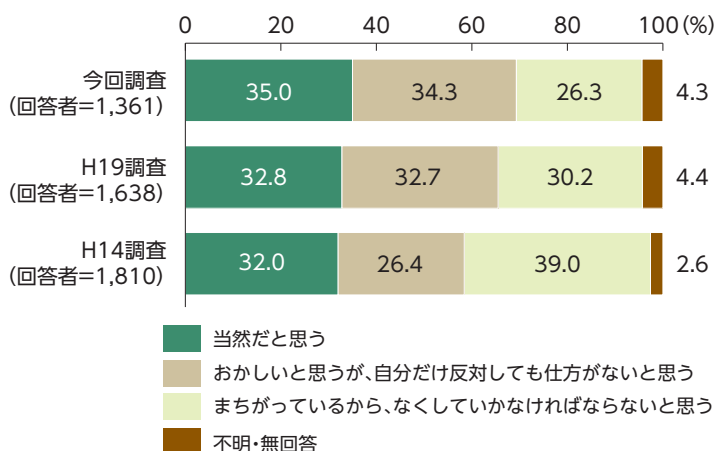
「当然だと思う」と「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が調査毎に高くなっており、一方、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が調査毎に低くなっています。



Q25

結婚にあたり、家柄や家族状況を調べること(聞き合わせ)について、あなたはどのように思いますか

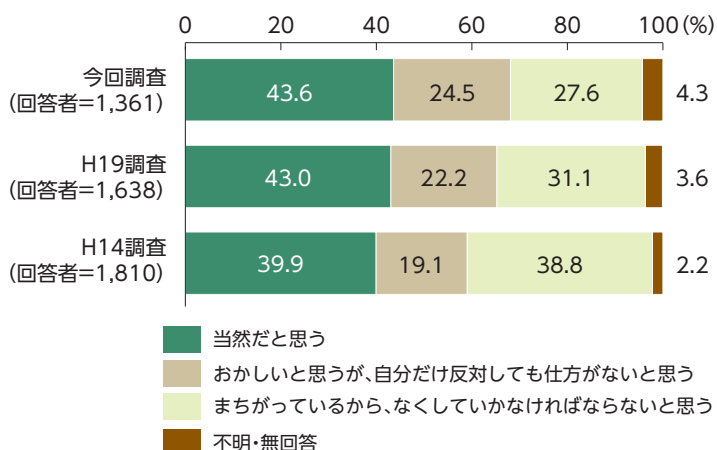
「当然だと思う」と「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が調査毎に高くなっており、一方、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が調査毎に低くなっています。



Q26

企業が採用選考のとき身元調査をすることについて、あなたはどのように思いますか

「当然だと思う」と「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がないと思う」が調査毎に高くなっており、一方、「まちがっているから、なくしていかなければならないと思う」が調査毎に低くなっています。



コラム 公正な採用選考のために

応募者の適正・能力のみを基準として採用選考を行うことが必要です。

職業安定法においては、募集に応じて労働者になろうとする者等の個人情報、労働者の募集業務の目的達成に必要な範囲内で、収集、保管、使用しなければならないと規定されています。また、法に基づく指針(平成11年労働省告示第141号)では、次の個人情報の収集は原則として認められません。

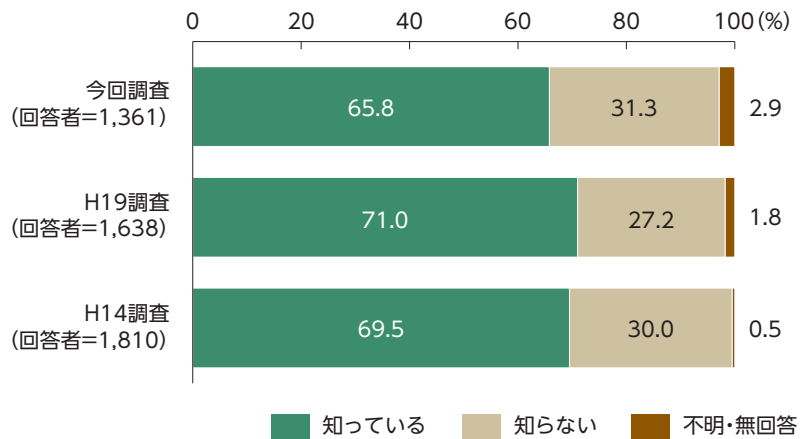
- 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因のおそれのある事項
- 思想及び信条
- 労働組合への加入状況

同和問題

Q27

あなたは、日本の社会に「同和地区」、「被差別部落」などよばれ、差別を受けてきた地区があること、あるいは「同和问题」「部落差別」といわれる問題があることを知っていますか

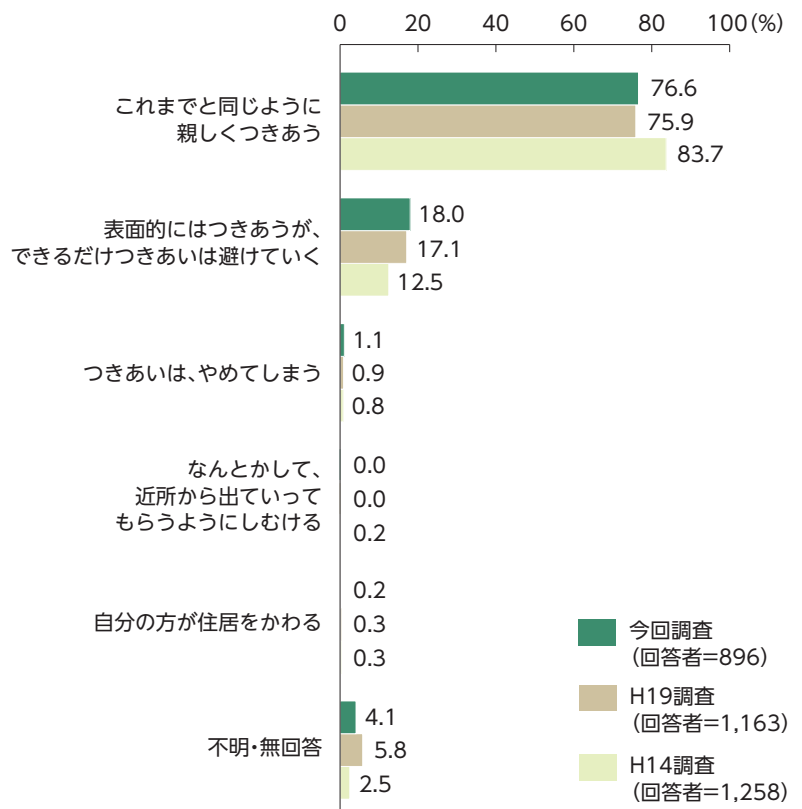
「知っている」が65.8%、「知らない」が31.3%
となっています。



Q28

仮に、日ごろ親しくつきあっている隣近所の人々が、なにかのことで同和地区の人であることがわかった場合、あなたはどうしますか

「これまでと同じように親しくつきあう」が76.6%、「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいは避けていく」が18.0%となっています。

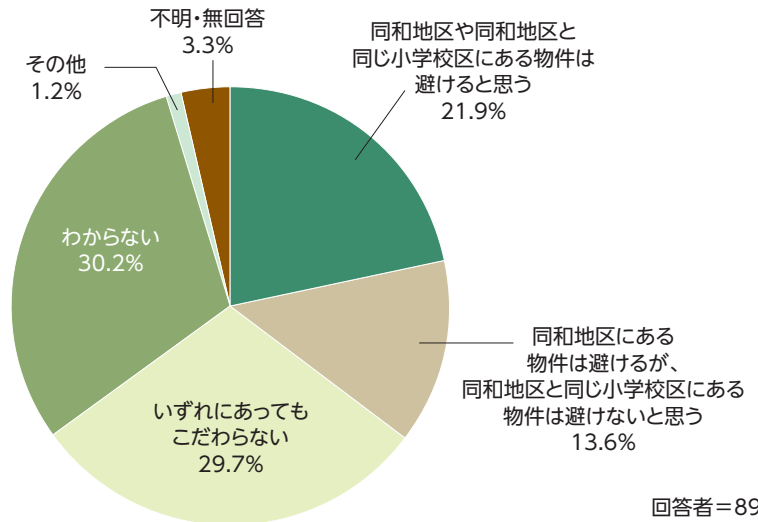


Q29

あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか

「同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」が21.9%、「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けないと思う」が13.6%となっており、忌避意識がみられます。

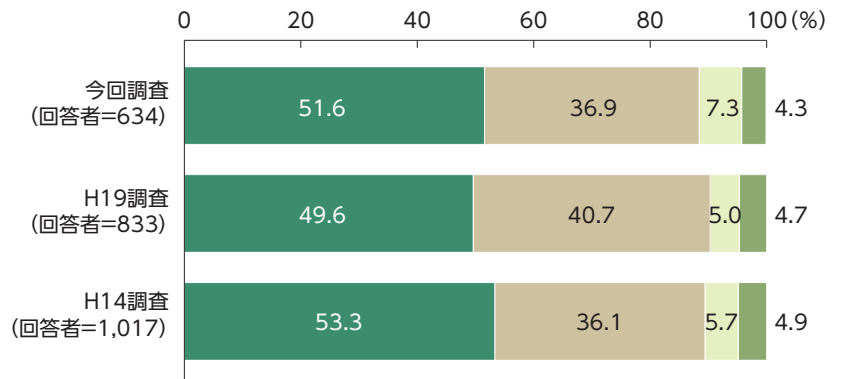
※今回調査初出項目



Q30

あなたの子どもの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか

「家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない」、「絶対に結婚を認めない」で11.6%となっており、忌避意識がみられます。

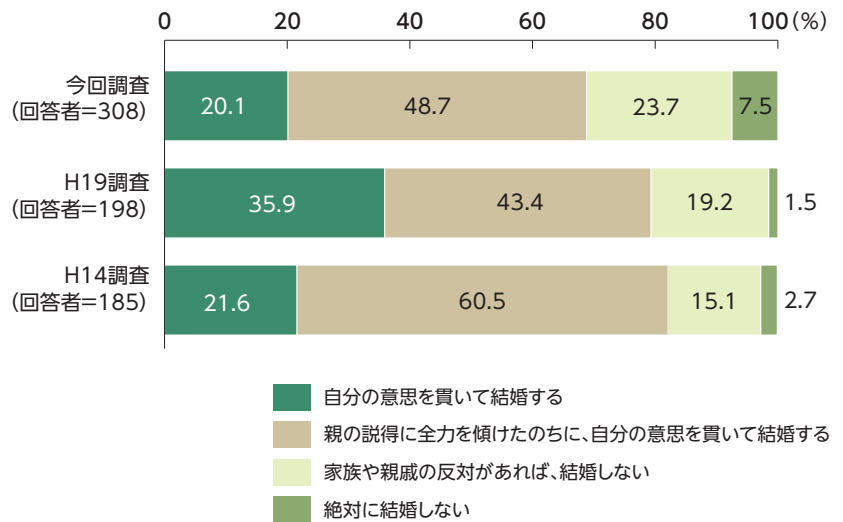


- 子どもの意思を尊重する。親が口をだすべきことではない
- 親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない
- 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 絶対に結婚を認めない

Q31

あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか

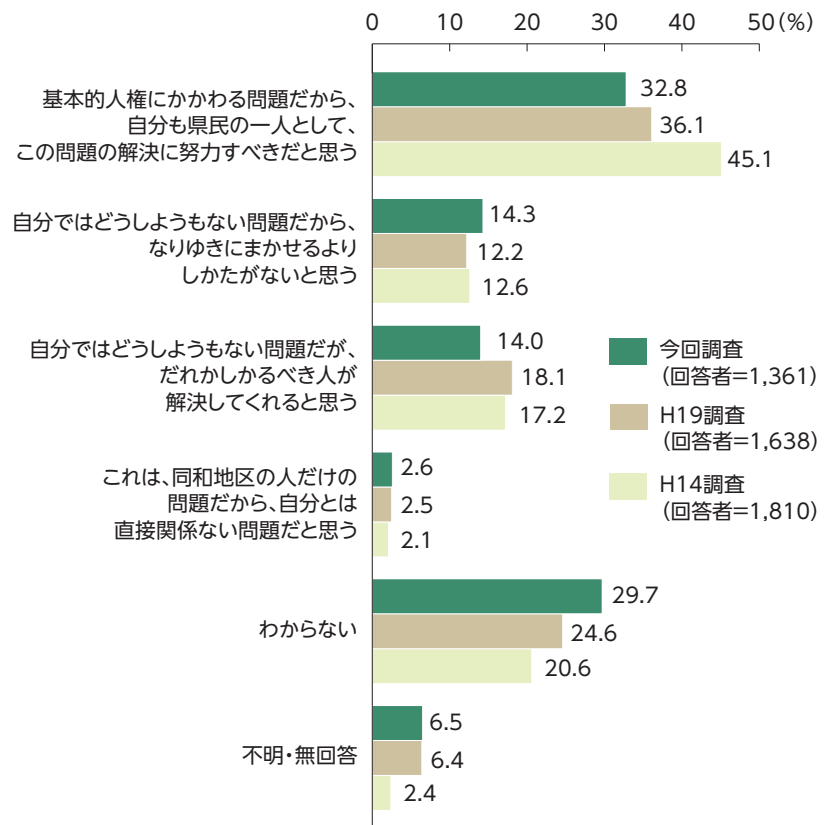
「家族や親戚の反対があれば、結婚しない」が23.7%、「絶対に結婚しない」が7.5%、あわせて31.2%の人が『結婚しない』としており、調査毎に増加しています。



Q32

同和問題の解決に対するあなたの考えに最も近いのはどれですか

「基本的人権にかかわる問題だから、自分も県民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う」が32.8%で、調査毎に低くなっています。次いで「わからない」が29.7%で、調査毎に高くなっています。



コラム 寝た子を起こすな

正しい知識を得なければ、誤った情報が広がります。



同和問題はそっとしておけばなくなるのではないかという考え方があります。しかし、今もなお差別はなくなりません。正しい知識を伝えなければ、誤った考え方だけが広がり、差別を助長することになります。同和問題の解決のためには、国民一人ひとりの課題であるという認識を持ち、生まれた場所や住む場所で人を判断することのない社会を築いていくことが大切です。

人権尊重の取り組み

愛知県では、人権尊重のための取り組みを実施しています。

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」に基づき、啓発活動を始めたす人権尊重の取り組みを通して、県民の人権意識の向上を目指しています。

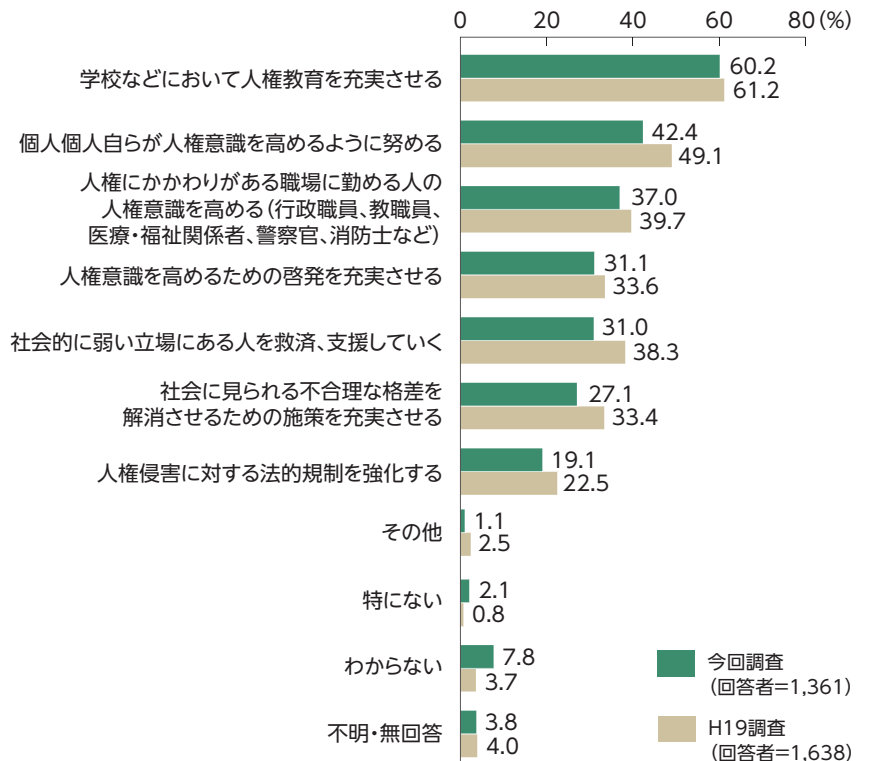


Q33

人権が尊重される社会を実現するには特にどのような取り組みが必要だと思いますか

複数回答

「学校などにおいて人権教育を充実させる」が60.2%と最も高く、次いで「個人個人自らが人権意識を高めるように努める」が42.4%、「人権にかかわりがある職場に勤める人の人権意識を高める（行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など）」が37.0%となっています。



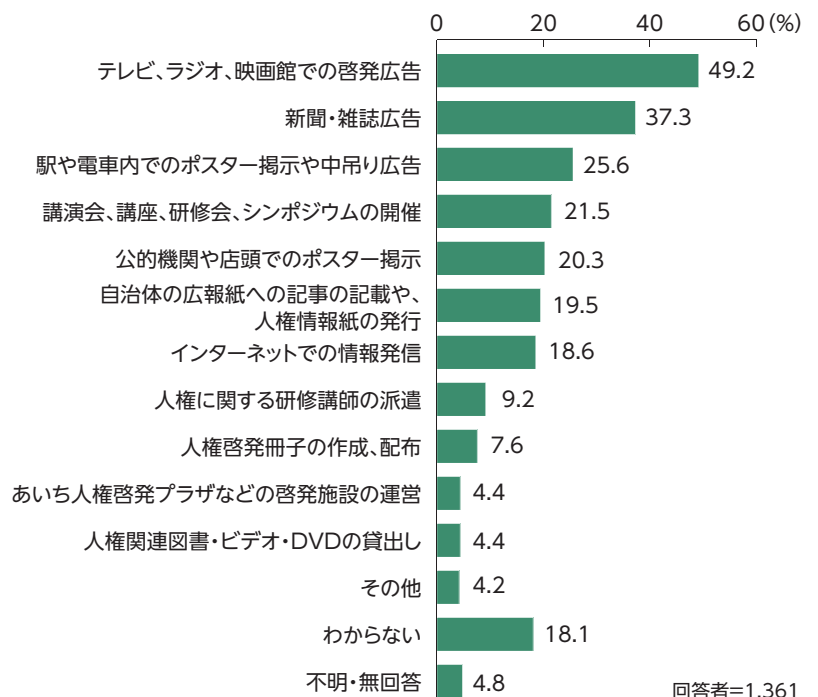
Q34

あなたは、人権尊重の理解を深めるために、特に効果的な啓発活動は何だと思いますか

複数回答

「テレビ、ラジオ、映画館での啓発広告」が49.2%と最も高く、次いで「新聞・雑誌広告」が37.3%、「駅や電車内でのポスター掲示や中吊り広告」が25.6%となっています。

※今回調査初出項目



回答者=1,361

「あいち人権啓発プラザ」は人権に関する情報を発信しています。



あいち人権啓発プラザでは、県民の皆さんに人権についての理解を深めていただくため、人権に関する図書、ビデオ等の閲覧・貸出し、パネル展示などを行っています。また、自治体等が作成した人権関係資料の閲覧、人権イベントの情報などを提供しています。

「あいち人権啓発プラザ」でできること

- ◆人権に関する図書の貸出
※貸出期間は15日間(1回に3冊まで)
- ◆個人はもちろん、学校や職場での人権学習に利用できるビデオ・DVDの貸出
※プラザにて視聴することも可能
※貸出期間は8日間(1回に3本まで)
- ◆人権研修の講師派遣
- ◆県内で開催される、人権に関する講演会の案内
- ◆愛知県が発行した人権啓発パンフレットなどの入手
- ◆あいち人権啓発プラザが開催する人権に関する企画展及び講演会などに参加し、さまざまな人権課題について学ぶ
- ◆他都道府県や政令指定都市等が発行した人権に関する資料の閲覧



場 所 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎3階
TEL 052-954-6167 FAX 052-973-3582
運営時間 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時15分

詳しくは、人権推進室ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/jinken/>)をご覧ください。

交通案内

- 地下鉄名城線「市役所」下車(2番出口より)、東へ徒歩3分
(名古屋駅から)
①地下鉄東山線(藤が丘行き)乗車、「栄」で乗り換え→地下鉄名城線(右回り、市役所・大曽根方面)乗車「市役所」で下車
②地下鉄桜通線(野並線)乗車、「九屋大通」で乗り換え→地下鉄名城線(右回り、市役所・大曽根方面)乗車「市役所」で下車
- 名鉄瀬戸線「東大手線」下車 南へ徒歩2分
- 基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩4分



平成 25 年 3 月

愛知県 県民生活部 県民総務課 人権推進室

〒460-0001 名古屋市中区三の丸三丁目 2-1 愛知県東大手庁舎 3 階

TEL 052-954-6167 FAX 052-973-3582

<http://www.pref.aichi.jp/jinken/>